

令和 8 年度台風・津波等対策委員会 総会

東京海上保安部
令和 8 年 7 月 1 日

令和8年度 台風・津波等対策委員会総会

- 1. 令和7年度 台風・津波等への対応状況について**
- 2. 台風・津波等対策委員会会則等の一部改正（案）
について**
- 3. 令和8年度 台風・津波等の対策について**

1. 令和7年度 台風・津波等への 対応状況について

台風及び低気圧に対する勧告発令状況一覧表

種 類	第一警戒体制	解 除	第二警戒体制	解 除	入港制限	解 除	錨泊自粛	解 除
低気圧	R 7 5月25日0800	5月25日1500	第二警戒体制及び入港制限等の実績は無し					
低気圧	6月22日1200	6月22日2030						
台風22号	10月8日2200	10月9日1515						
低気圧	R 8 1月10日2000	1月11日2100						
低気圧	1月13日0900	1月13日1700						
低気圧	3月31日1400	4月1日0820						

☆その他：台風及び低気圧に対する注意喚起 **27件**発出

津波に対する勧告発令状況（カムチャッカ半島地震）

- 7月30日08時25分頃、カムチャッカ半島沖を震源とするマグニチュード8.7の地震が発生。
- 気象庁は同日08時37分、北海道から九州にかけての太平洋側一部地域に津波注意報を発表。
（この時点では東京湾内湾は対象外）
- 気象庁は同日09時40分、津波注意報から警報への切り替え、新たな地域に津波警報・注意報を発表、東京湾内湾に津波注意報を発表。同時刻をもって**京浜港長（東京区）から勧告（津波注意報）を発令。**
- 31日1045、東京湾内湾の津波注意報が解除されたため、同時刻をもって**京浜港長（東京区）は勧告を解除。**

令和7年度のトピックス

カムチャッカ半島沖での地震による津波注意報発表に伴い、勧告（津波注意報）を発令。

2. 台風・津波等対策委員会会則等の 一部改正について

**改正(案)その1 台風・津波等対策委員会会則の改正
(委員会・幹事会でのWEB会議導入)**

**改正(案)その2 津波対策実施要領の改正
(別表「津波に対する船舶等対応策」への追記)**

改正(案)その1 台風・津波等対策委員会会則第3条第3項 「委員会・幹事会のWEB会議導入について」

新旧対照表:

改 正 後	改 正 前
台風・津波等対策委員会会則	台風・津波等対策委員会会則
第1条 ～ 第2条 略	第1条 ～ 第2条 略
第3条 1 ～ 2 略 3 委員会（総会を除く。）又は幹事会（以下「委員会等」という。）の招集は、電子メールにより通知する <u>ものとし、委員会等は、対面による開催のほか、WEB会議システムその他の通信手段を利用して開催することができる。また、委員会等の構成員は、同通信手段等により参加することができる。</u>	第3条 1 ～ 2 略 3 委員会（総会を除く。）又は幹事会（以下「委員会等」という。）の招集は、電子メールにより通知する <u>(追記)</u> 。
第4条 ～ 第6条 略	第4条 ～ 第6条 略
附 則 略	附 則 略

改正（案）その2 津波対策実施要領 別表「津波に対する船舶等対応策」
注意事項（勧告時の港内管制信号）の追記

別表「津波に対する船舶等対応策」

別表

津波注意報・警報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶等の対応				
			大型、中型船、危険物積載船			小型船	
			港内着岸船	錨泊船、浮標係留船	航行船	港内着岸船	航行船・錨泊船
大津波警報	津波の高さ 10m超	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難
	10m 5m	有り	荷役・作業中止 港外退避			陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難
津波警報	津波の高さ 3m	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難
		有り	荷役・作業中止 港外退避			陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難
津波注意報	津波の高さ 1m		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	港外退避 走錨防止措置	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震警戒		情報の入手 避難準備に関する警戒行動 情報伝達ルートの確認 避難方法・避難海域の確認 避難に必要な支援体制の確認 岸壁管理者の対応の確認 荷主企業等の対応の確認				
	巨大地震注意		情報の入手 情報伝達ルート・避難方法・避難海域の確認				
備考			危険物積載船は、事業者側で予め対応マニュアルを作成	航路付近、海洋施設等に近い場所又は浅海域に錨泊中の船舶は時間的に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動	小型船でも十分津波に対応できる海域がある場合は港外退避で		

※改正案（追記）

【注意事項】
勧告時の港内管制信号：
港長から勧告（津波注意報・津波警報・大津波警報）が発令された場合、管制信号は「O」（出航信号）となる。

【津波来襲までの時間的余裕】

- 有リ：津波情報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
- 無し：津波情報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

【言葉の説明】

- 大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げ又は水門内に避難できる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
- 危険物積載船：ばら積のタンカー船（非危険物の石油類積載船を含む）、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。
- 工事・作業船：起重機船、台船、曳船、土運船、作業船、潜水士船等の主として工事・作業に従事する船舶をいう。
- 陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避：港外（防波堤外）の水深が深く、十分広い海域で航路から離れた海域に避難する。
- 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。）。

陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により流出しないよう固縛する。ただし水門等により海と遮断された運河内等の船舶は津波により流出しないよう係留を強化する。

【注意事項】

勧告時の港内管制信号：港長から勧告（津波注意報・津波警報・大津波警報）が発令された場合、管制信号は「O」（出航信号）となる。

3. 令和8年度台風等の対策について

	第一警戒体制	第二警戒体制	入港制限	錨泊自粛
基準	1 平均風速15m/s以上が予想される4時間前 2 台風の強風域が京浜港にかかる4時間前 3 台風の来襲により、東京湾で最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合、強風域が京浜港にかかる14時間前	1 台風の暴風域が京浜港にかかる場合、その強風域が京浜港にかかる2時間前 2 台風の来襲により、東京湾で最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合、強風域が京浜港にかかる12時間前	台風の暴風域が京浜港にかかる場合、第一警戒体制に合わせて発令	京浜港に平均風速20m/s以上が予想される4時間前
措置の概要	1 荒天準備 2 資機材等の流出防止措置 3 荷役、工事作業の中止基準厳守 4 設備を備える船舶は次の事項厳守 ①VHF16chの常時聴取 ②AISの作動又は作動状況確認 ③レーダー等による自船錨泊位置周辺の監視 ④最新の気象情報入手及び気象海象状況への留意	1 荒天準備完了、厳重な警戒体制 2 小型船及び汽艇等は、河川、運河その他安全な場所へ避難 3 <u>避難対象船舶</u>は防波堤外の安全な場所へ避難 4 流出防止措置を完了した資機材の厳重な警戒体制 5 設備を整える船舶は次の事項厳守 ①第一警戒体制4①～③に同じ ②走錨防止のためレーダー等による自船位置の連続監視 ③機関スタンバイ ④最新の気象情報の入手、気象海象状況及び変化への注意 ※避難対象船舶：3,000GT以上（ブイ係留船舶は2,000GT以上）	3,000GT以上（ブイ係留船舶は2,000GT以上）の船舶は入港しないこと	1 錨泊制限海域に錨泊しないこと 2 錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、同海域外へ出域すること

用語の定義

東京湾

千葉県洲崎灯台から神奈川県劔埼灯台まで引いた線以北の海域



高リスク船等

- ・長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- ・長さ200m以上の客船、フェリー、貨物船
- ・総トン数5万トン以上の危険物積載船(液化ガス船を除く)
- ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- ・積荷積載率が10%以下の船舶

高リスク船等

湾外避難の勧告

発出の目安

東京湾において、最大風速40m/s以上の暴風のおそれがある場合、東京湾へ台風が到達する**2日程度前を目途**に発出される。

措置内容

1 高リスク船等

十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難

2 高リスク船等以外

東京湾外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難を適切に行う。

【補足】

以下の船舶は対象外となります。

- 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶等で、船長が自船の堪航性等を考慮し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶
- 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。）又は内航貨物定期航路事業に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し、東京湾内において安全に避難することが可能と判断した船舶

入湾回避の勧告

発出の目安

湾外避難の勧告と同様。

東京湾において、最大風速40m/s以上の暴風のおそれがある場合、東京湾へ台風が到達する**2日程度前を目途**に発出される。

船舶の対応

1 高リスク船等

勧告発出以降、東京湾への入湾を回避する。

2 高リスク船等以外

台風の強風域が東京湾に到達する12時間前以降、東京湾への入湾を回避する。

【補足】

以下の船舶は対象外となります。

- 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶等で、船長が自船の堪航性等を考慮し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶
- 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。）又は内航貨物定期航路事業に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し、東京湾内において安全に避難することが可能と判断した船舶

走錨対策強化の勧告

※通常の台風等でも発出されます。

発出の目安

東京湾アクアライン周辺海域において、平均風速20m/s以上の強風が予想される場合。



東京湾アクアライン周辺海域に錨泊する船舶の対応

- ・ 厳重な**走錨事故防止対策**を講じ、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止する。
- ・ 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる体制を確立する。

※走錨事故防止対策

- ・ V H F 1 6 c h の常時聴取
- ・ 船橋当直の増員配置
- ・ 錨鎖の適切な伸出量の確保
- ・ 機関及びスラスターの起動
- ・ A I S の作動維持

【補足】

走錨対策強化の勧告は、港則法に基づく錨泊制限海域への錨泊自粛勧告と連動して発出されますので、特に勢力の強い台風以外でも発出される場合があります。

津波に関する勧告（京浜港長）

津波注意報・警報の種類		津波来襲までの 時間的余裕	船 船 等 の 対 応					
			大型、中型船、危険物積載船			小型船		工事・作業船
			港内着岸船	錨泊船、浮標係留船	航行船	港内着岸船	航行船・錨泊船	工事・作業等に従事する船
大津波 警報	津波の高さ	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難	工事・作業中止 係留避泊又は陸上避難
	10m超		有り			荷役・作業中止 港外退避	陸揚げ固縛又は係留 強化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留 強化の後陸上避難
	10m 5m							
津波 警報	津波の高さ	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難	工事・作業中止 係留避泊又は陸上避難
	3m		有り			荷役・作業中止 港外退避	陸揚げ固縛又は係留強 化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留 強化の後陸上避難
津波 注意報	津波の高さ 1m		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	港外退避 走錨防止措置	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強 化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留 強化の後陸上避難	工事・作業中止 小型船は水門内に避難 大型・中型船は係留避泊又は 港外退避
南海トラフ地震 臨時情報	巨大地震警戒		情報の入手 避難準備に関する警戒行動 情報伝達ルートの確認 避難方法・避難海域の確認 避難に必要な支援体制の確認 岸壁管理者の対応の確認 荷主企業等の対応の確認					
	巨大地震注意		情報の入手 情報伝達ルート・避難方法・避難海域の確認					
備 考			危険物積載船は、事業 者側で予め対応マニ ュアルを作成	航路付近、海洋施設等 に近い場所又は浅海域 に錨泊中の船舶は時間 的に余裕がある場合は 水深が深く、広い場所 に移動		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、 かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可		津波来襲までの時間的余裕が ある場合は、工事・作業資器材 の流出防止措置を講じる

【注意事項】
 勧告時の港内管制信号：港長から勧告（津波注意報・津波警報・大津波警報）が発令された場合、管制信号は「O」（出航信号）となる。